

Ⅶ 習熟度別学習とガイダンス

26 習熟度別学習について、生徒、父兄に、どのようなガイダンスが必要でしょうか。

- 1 習熟度別学習の教育課程を組んだ趣旨を、生徒や父兄に正しく理解してもらう必要があります。

前述のように、習熟度別学習は、従来の能力別学習とは違い、能力の多様化の実態から起こった指導法の改善を目指すものです。したがって、父兄にも生徒にも、自校の能力の多様化の実態や、授業についてゆけない生徒の実態などを、よくわかってもらう必要があります。そして、一人ひとりの学習の成立をめざし、「学習遅滞者」をなくそうとする学校全体の教育目標の理解徹底が必要です。

- 2 能力主義による差別教育ではない、ということを理解してもらいます。憲法26条や教育基本法3条の「能力に応じて」と「ひとしく」を、切り離して考え、平等主義と能力主義を対立させ、習熟度別学習を、能力主義に基づく差別教育とする考え方が間違っていることは、最初に述べたとおりです。このような観念論よりも、いま、授業についてゆけない生徒をどうするか、そのための教育課程の改善をどうするかの方が、はるかに痛切な当面の課題であると思います。そのためには、まず教師間の共通理解が確立され、しかるのち、父兄や生徒へ、このことへの理解を及ぼすことが必要となります。
- 3 生徒が主体的に選択できるためのガイダンスが必要です。

「ガイダンス」の本来の意味は、生徒の主体的意志決定への援助です。習熟度別学習も、生徒の主体的な意志決定がなければ、自己の学習に対する責任も意欲も湧いてきません。しかし、生徒の自由な意志決定を助けるということは、生徒を勝手に放任することではありません。生徒には、主体的に意